

すぎもと とく えい
杉 本 徳 栄

学位の種類 博士(経済学)
学位記番号 経第 72 号
学位授与年月日 平成9年10月9日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 開城簿記法の論理

論文審査委員 (主査)

教授 杉本典之

教授 菊地和聖

助教授 洪 慈 乙

(山形大学人文学部)

論 文 内 容 要 旨

1 本論文における目的意識と考察方法

本論文は、開城商人の開城簿記法に対する直接的関与を中心に措定し、①その残存記録帳簿の記録・計算構造の考証と、②秘法とされた開城簿記法のいわゆる解説書において例示された各種帳簿の記録・計算構造の解明を通じて、開城簿記法の論理を探求することを目的としている。

韓国・朝鮮在来の固有簿記には、①開城簿記法、②朝鮮式簿記法および③折衷式簿記法が存在していたといわれている。これら韓国・朝鮮固有簿記のなかで、これまでに主として研究対象とされてきたのは開城簿記法である。開城簿記法の起源を高麗時代(918年-1392年)に求めることによって、西洋式複式簿記をも含めた複式簿記起源論争の問題に深く関わっているからである。

これまでの開城簿記法研究の中心に措定されてきた起源説に関わる妥当性はもとより、簿記法としての固有性の当否問題を検証ないし解明するためには、少なくともその前段階に開城簿記法による残存記録帳簿の記録・計算構造の考証が要求されるはずである。しかし、従来の開城簿記法研究の多くは開城簿記法による残存記録帳簿に基づいた記録・計算構造の解明とはなっていない。ここに、開城簿記法に対する研究の必要性が生じる素地がある。

したがって、本論文における開城簿記法に対する第一の考察方法は、まず開城簿記法による残存記録帳簿の所在確認に努め、しかも開城簿記法は多帳簿制組織であるといわれていることから、記帳内容等に有機的関連性を有する一連の残存記録帳簿に基づいてその記録・計算構造を帰納的に解明することである。

残存記録帳簿は、本質的に歴史的経緯等によって存在しないことが大いに考えられるが、それは同時に当該考察方法の限界を意味することにもなる。

開城簿記法による残存記録帳簿に代わって、当該帳簿記録内容を引用した研究文献を考察対象とすることも可能であるが、通常、多帳簿制の開城簿記法のもとでは部分的解明にとどまることになる。開城簿記法における帳簿の有機的関連性を勘案すれば、残存記録帳簿や帳簿記録内容の引用文献以外に研究対象の範疇を形成するのは、開城簿記法の記帳原理等を記した解説書としての文献資料だけである。ただし、その場合、開城簿記法の記帳原理等を記した解説書の記述内容の信憑性ないし信頼性やその説得力を確保するために、開城簿記法を生成した「開城商人による直接的編纂」という事実が新たな条件として付加されなければならない。それを通じて、開城簿記法の記録・計算構造の解明に新たな価値をもたらすものと思われる。このようなアプローチが、本論文における第二の考察方法である。

本論文は、このようなふたつの考察方法に基づく開城簿記法の記録・計算構造の解明を通じて、開城簿記法の論理を探求することを企図したものである。

2 本論文の各章の概要

まず、序章においては、本論文における研究目的および考察の対象とその方法について論じられた後、各章の概要について纏められる。

第1章は、固有簿記としての「四介松都治簿法」が、語義論的解釈から「開城簿記法」と同義であることを確認し、これまでの四介松都治簿法ないし開城簿記法に関する研究文献が取り扱った共通の問題点を析出し、各問題点について典型的に考察する。その過程で、開城簿記法の啓蒙目的のために手段とされたのが玄丙周氏の『實用自修 四介松都治簿法 全』(1916年)であり、同時に当該解説書が、主として開城簿記法の起源説について注目されるに至った遠因をも併せ持っていることが明らかにされる。かかる検討を通じて、残存記録帳簿という第一次的資料に基づく考証の重要性が指摘される。

第2章では、韓国・朝鮮における西洋式複式簿記の導入の経緯とその導入前における固有簿記の所産たる商業帳簿の存在について考察し、開城簿記法の起源説に関連して、その生成については一元的に確定するのではなく、第一義的要件である開城簿記法の論理的構造の解明に資するべき研究文献および資料について、①韓国・朝鮮固有簿記による帳簿記録内容を調査・引用した研究文献と②韓国・朝鮮固有簿記による残存記録帳簿に大別することによって、各種研究文献にみられる特徴が分析される。とくに、開城商人の残存記録帳簿に対する直接的関与が立証され、しかも可能であ

れば、開城簿記法が多帳簿制の組織体系を形成していることから、取引記録内容について有機的関連性を有する一連の残存記録帳簿を研究対象とする必要性が明示される。

補論においては、朝鮮総督府による朝鮮社会経済の調査研究事業に着手した善生永助氏の「朝鮮総督府の調査事業」に関するシンポジウムにおける発言内容をもとに、所蔵していたとされる光緒年代の開城簿記法による帳簿3冊の所在を求めて実施した、アメリカ議会図書館アジア課韓国・朝鮮部門担当責任者 Yang, Key P. 氏との対談内容並びに実地調査結果を披瀝する。

第3章にあっては、第1章ないし補論で論じた有機的関連性ある開城簿記法による残存記録帳簿に基づく考証の必要性を承けて、平井泰太郎教授がドイツにおいてその名を高めた開城簿記法の研究の足跡を辿ることによって、神戸大学附属図書館人文・社会科学系図書館所蔵の『開城簿記帳簿』がその研究対象として刮目すべき価値を有することについて明らかにすることにねらいがある。

以上の第1章ないし第3章によって構成される第1部では、開城簿記法の論理的解明のために俎上にのせられるべき、開城商人と残存記録帳簿との間の直接的関与が立証される第一次的資料の所在追究という目的を有している。

これに続く五つの章から構成される第2部では、第1部で開城商人と開城簿記法との結び付きが立証された残存記録帳簿を用いて、その記録・計算構造について明らかにすることを目的としている。

まず第4章では、『開城簿記帳簿』の様式の実態について詳細に分析し、取引記録内容の有機的関連性を有する「第一号」と付された一連の帳簿を考察対象とすることによって、各帳簿の記録・計算構造が究明される。

第5章においては、取引記録内容の非有機的関連性を理由として第4章での考察から除外した、いわゆる決算報告書としての「會計冊第一号」帳簿の4つの會計のなかで、まずは李學俊^{イハクジュン}氏會計と金益樂^{キムイクアク}氏都中會計^{ドジュン}の記録・計算構造について、開城簿記法のいわゆる解説書である玄丙周『實用自修 四介松都治簿法 全』(1916年)の會計冊の記録・計算構造を明確なものとしたうえで、比較検討される。

続く第6章においても「會計冊第一号」帳簿が採り上げられ、残る墨松里圃^{ムクソンリポ}會計と九鳳村蔘圃^{グボンチョンサムポ}會計の記録・計算構造について考証される。その過程で、「會計冊第一号」帳簿の所収されている書翰が、果たして当該帳簿のなかの4つの會計のうち、いずれの會計を対象としてしたためられたものかについて分析し、また「會計冊第一号」帳簿の考証結果を、類似する構造を呈する大韓天^{テハンチョンイル}一銀行(現韓国商業銀行の前身)の「會計冊」帳簿と比較検討される。

第7章にあっては、『開城簿記帳簿』のなかの「銘心録第一号」帳簿に収録されている朝鮮紙による会計帳簿の一断片資料について、2つの記帳人名の帰属の解明をもとに、朝鮮後期の一般商會社と開城との関連を明らかにし、その記録・計算構造に基づいて、掌記の記帳原理が究明される。

第8章では、残存記録帳簿に基づいた開城簿記法研究を遂行した平井泰太郎教授の會計史観と開城簿記研究との関わりを論じ、「高麗時代に複式簿記あり」という提唱に伴う、第一義的要件である複式簿記としての論理的構造を解明する必要性から、とくに代表的な開城簿記法に関する研究文

献に明示された會計冊ないし決算書などの記録・計算構造を損益計算表示方法の観点から分類し、それらの検討を踏まえたうえで、平井泰太郎教授が実地調査結果と『開城簿記帳簿』をもとに、開城簿記法の損益計算表示構造を如何に捉えていたかについて解明される。

さらに、本論文における第二の考察方法の実際の適用が、二つの章から構成される第3部において展開される。

まず第9章では、開城人から蒐集した各種資料文献としての『開城旧京』(1972年)のなかで、朝鮮人蔘業を営んでいた開城商人の^{キムジンヨン}金鎮英氏が纏めた「^{ソンドサゲチフボプソルムイェ}松都四介治簿法實務例」が考察対象とされる。

第10章においては、朝鮮人蔘業に携わっていた開城商人の^{キムギホ}金基浩氏が、主として開城簿記法の記帳原理と帳簿組織について纏めた『^{ソンドチフボプサゲムンソグヨ}松都治簿法四介文書の概要』(1986年)について、詳細に検討される。すなわち、当該解説書の記録・計算構造の解明にとどまらず、上述の開城簿記法に関する解説書や解説資料および『開城簿記帳簿』における一連の「第一号」帳簿はもとより、その他の残存記録帳簿の記帳原理等とも比較検討し、記録・計算構造上の特徴並びに問題点について究明される。

結章「開城簿記法の論理」では、本論文において採用したふたつの考察方法によって探求された開城簿記法の記録・計算構造の体系化を試みることによって、開城簿記法の構造並びにその論理的解明として位置づけて、第4部として纏められる。

論文審査結果の要旨

この論文は、韓国・朝鮮固有の簿記法による会計帳簿のうちで「開城簿記法」または「四介松都治簿法」などと称される簿記法によって作成された帳簿が十全に存在しているか否かについて考証したうえで、開城簿記法によることが確認された残存記録帳簿と、先祖伝来の秘法としてきた開城簿記法について開城商人自らが説明し編纂した解説書との双方を手掛かりとして、開城簿記法の論理を記録・計算構造中心に解明しようと試みた研究成果である。4部12章の構成となっている。

序章「開城簿記法の論理探求の必要性－問題の所在と探求の視点－」において考察の対象と方法について述べたうえで、三つの章から構成される第1部「韓国・朝鮮固有簿記研究と開城簿記法による帳簿の存在性」では、1920年前後に平井泰太郎教授が収集し神戸大学附属図書館人文・社会科学系図書館が所蔵するにいたった『開城簿記帳簿』は、開城商人自身が残した記録帳簿であって一次資料として価値があり、多帳簿制による簿記法としての開城簿記法の特徴を確認しうる内容を備えた残存記録帳簿であって考察対象とするのにふさわしい、ということを考証する。

第2部「残存する『開城簿記帳簿』の記録・計算構造と平井泰太郎教授による開城簿記法研究」では、五つの章を用いて、残存記録帳簿として最も注目に値すると著者自身がみなした『開城簿記帳簿』のなかの、とりわけ8冊構成の「第一号」帳簿(日記、長冊、会計冊など)を1916年発行の

解説書などと比較しながら多角的に考察するとともに、これらの帳簿を収集し研究対象とした平井泰太郎教授の開城簿記法研究の卓越性を再確認する。

第3部「開城商人による開城簿記法の記録・計算構造観」では、1972年と1986年に二人の開城商人が別々に説明し編纂して発表した開城簿記法についての解説書を二つの章で考察し、この簿記法の記録・計算構造上の特徴などを明らかにする。

第4部「開城簿記法の記録・計算構造の体系」は、結章「開城簿記法の論理」と称する一つの章から構成されているが、開城商人と開城簿記法との関連を改めて問い、開城簿記法とみなしえた五つの事例を比較して、開城簿記法の論理を総括する。

以上に概観したように、この論文は、一次資料として利用しうる残存記帳簿の入手が今日にいたるもなお困難である、という研究上の大きな制約に苦しみながらも、利用しうる残存記録帳簿や文献などを厳しく考証することによって、1920年前後に平井泰太郎教授が収集した『開城簿記帳簿』と近年になって開城商人自らが説明・編纂した解説書との資料的価値を明らかにするとともに、これらの厳選された残存記録帳簿と開城商人自らによる解説書のうえで事実として確認しうる限りでの開城簿記法の論理を究明しようと努めている。提示する研究成果を手堅いものだけに限定して、韓国・朝鮮固有の簿記法に関する研究を着実に拡充させている。簿記史・会計史研究への貢献は小さくない。

よって、われわれ論文審査担当者は、この論文にかかる博士論文審査の成績は「合格」と判定する。